



こりゃ、ほっとけん!

保つと険NEWS

第2号

平成24年

1月5日(木)

発行所 顧問料不要の三輪会計事務所

〒541-0051 大阪市中央区備後町2-4-6 森田ビル1F ☎: 06-6209-7191

総合HP: <http://www.zeirishi-miwa.co.jp> 自動見積はこちら: <http://www.zeirishi-houshu.com> (禁無断転載・ネット上を含む)

保険は会社名義で入ると得か!?

生命保険料を損金に!

個人名義で生命保険に加入した場合、100万円の保険料を支払ったとしても所得から控除される額は5万円です。(平成24年1月1日以降契約分は、4万円)

しかし、全く同じ保障内容であっても法人名義で加入した場合は、税務上の取扱いが全く異なります。一般に“掛け捨て”と呼ばれる生命保険は、その保険料の全額が損金に算入されますので、同じ100万円の保険料を支払っても、個人名義の契約と法人名義の契約とでは税負担が大きく変わってきます。(右図は、ある一定条件のもとでの税負担の違いをシミュレーションしています)

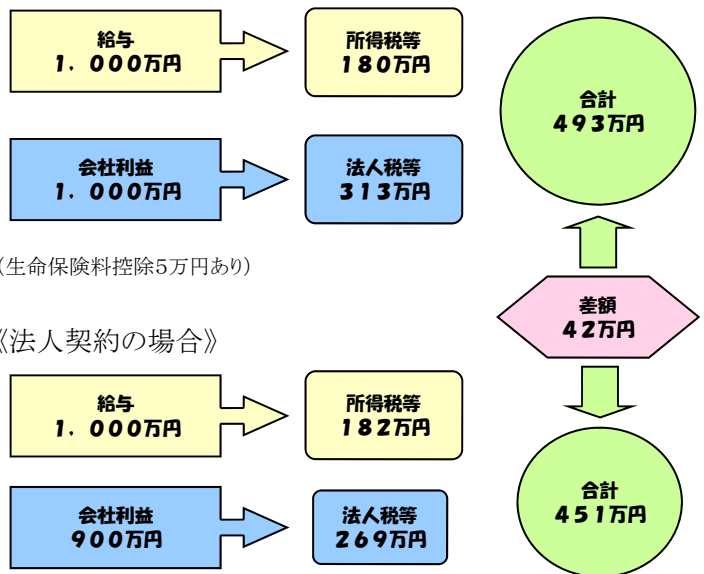
【前提条件】

50歳男性(社長)、給料は年間1,000万円

会社は毎年1,000万円の利益

10年定期(掛け捨て)で保険料は年間100万円を支払う

《個人契約の場合》



(生命保険料控除5万円あり)

《法人契約の場合》

(100万円損金算入後)



契約名義人が違うだけで税金が変わるのね・・・

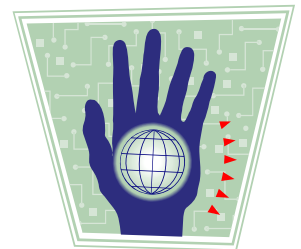
法人契約では注意すべき点もあり

ここで注意したいのが、法人名義の生命保険は保険の種類によって取扱いが異なるという事です。例えば、保険期間を長く伸ばした長期平準定期保険は支払った保険料の1/2、逓増定期保険は保険加入年齢や保険期間に応じて1/2~1/4だけが損金に算入され、終身保険については損金に算入することができません。

また法人契約の場合、保険金受取人を役員や従業員の遺族としている場合でも取扱いが異なりますし、解約して解約返戻金を

受け取った際の取扱いにも注意にも注意が必要です。

詳しくは、三輪会計事務所までお問い合わせください。



保険種類	受取人	
	法人	役員従業員の遺族
定期保険	損金算入	損金算入※
長期平準定期保険	1/2が損金算入	1/2が損金算入※
逓増定期保険	1/2~1/4が損金算入	1/2~1/4が損金算入※
終身保険	損金算入なし	給与扱い(所得税課税)

※特定の役員又は従業員を加入させた場合は給与扱い(所得税課税)となります。

お問合せシート

保険のプロ代理店：顧問料不要の三輪会計事務所
(I N G 生命保険、日本生命他多数生保取扱い)

フリガナ	
会社名	
フリガナ	
氏 名	
住 所	〒
TEL	
FAX	
E-Mail	@

どのようなご相談ですか？（下記チェックしてください。複数選択可）

- 法人の節税プランを考えてほしい
- 相続対策プランを考えてほしい
- 保険の現状分析をしてほしい
- 無駄な保険がないか見直しをしてほしい
- 保険を活用したいいい運用プランを考えてほしい
- その他

ご相談は
無料

FAX 06-6209-8145

※この用紙をFAXしてください。

TEL 06-6209-7191



hukumoto@zeirishi-miwa.co.jp

※弊社お客様は担当者へ直接ご連絡ください。

保険のプロ代理店：顧問料不要の三輪会計事務所

(I N G 生命保険、日本生命他多数生保取扱い)

〒541-0051 大阪市中央区備後町2-4-6 森田ビル1F TEL: 06-6209-7191 FAX: 06-6209-8145